

津波

南海トラフ地震発生後、国の想定では最も早く1時間50分で、1 mを超える津波の第1波が大阪市に到達するとされています。「津波警報」「大津波警報」発表に伴い、大阪市から避難指示が発令された場合は、あわてずに避難の準備を整え、周囲の状況や避難経路の状況を確認し、速やかに避難してください。

地震時に津波の影響を受けるおそれがあるかどうか、自施設に想定される被害について①大阪市水害ハザードマップや②マップナビおおさか等を確認し、避難情報が発令された場合の状況を把握しておく必要があります。

①大阪市 水害ハザードマップ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3023-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



②マップナビおおさか

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>



津波情報

予想される津波の高さ		警報の名称	みなさんの対応
数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現		
10m 超	巨大	大津波警報 (特別警報)	●できるだけ早く、高いところへ
10m 5m<高さ≤10m			
5m 3m<高さ≤5m			
3m 1m<高さ≤3m	高い	津波警報	●逃げ遅れたら、高い建物、高い場所へ駆け上がる
1m 20cm≤高さ≤1m	(表記しない)	津波注意報	●津波情報に注意してください

大阪市危機管理室ホームページより

〔臨時休園判断基準〕

避難指示該当区域については、「津波警報」「大津波警報」発表に伴い、大阪市から避難指示が発令された場合は、臨時休園となります。

避難指示 該当区域					
北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区
港区	大正区	浪速区	西淀川区	淀川区	旭区
城東区	鶴見区	住之江区	住吉区	西成区	

【事前の対応】

〈ハード面〉

- 園外活動等に出かける場合は、事前に避難ビルを確認しておく（川やマンホールにも注意が必要）
- 送迎バスを運行している施設は、バス乗車中の対応について確認しておく（参照 p.17）
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）が途絶えることも想定し、対策を考えておく
- 長期の避難に備え、備蓄品の確認をしておく 本編2 p.77,84 資料16.24

〈ソフト面〉

- 臨時休園の基準や、津波発生時の対応を職員間で確認する
- こどもへの防災教育をする
- 津波避難先の建物の高さや避難した際の場所の確認をする
- 津波警報での避難訓練を行う
（送迎バス乗車時、保護者を含めた避難先での引き渡し訓練等、様々な状況での訓練）
- 避難の際、食物アレルギーのあるこどもや、配慮が必要なこどもの対応について、職員間で共有しておく

➡食物アレルギーのあるこどもの対応についてはp. 41に掲載しています
- 区役所等関係機関の災害対策を確認し、連携を十分に図っておく

【津波警報発表時の対応（応急期）】

- 警報が発表されたら、ただちに津波避難ビルなどの浸水しない安全な階（目安として3階以上）へ避難する
- 津波による浸水が始まったら、遠くへの避難はあきらめ、近くの建物の浸水しない安全な階（目安として3階以上）へ避難する
- 職員間で連携し役割分担のもと、声を掛け合い、落ち着いて行動する
- 常にこどもの人数を確認する
- 避難時は、火災予防のためブレーカーを落としておく
- 帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も保育園で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断する
- 避難の際には、法人等関係機関へ報告する
- 施設において随時情報収集と状況把握を行う
- 警報解除後は、被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する（業者が納品できない場合もある）

➡応急期経過後の対応については、p.28に掲載しています

～津波は何度も襲ってきます～

津波は、2波、3波と何度も繰り返し襲ってきます。第1波が最大であるとは限らないので、一度避難したら、津波警報・注意報が解除されるまでは決して海岸や河川に近づいてはいけません。

気象庁 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>



「南海トラフ地震臨時情報」について

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

情報名の後にキーワードが付記され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等の形で情報発表されます。

南海トラフ地震 臨時情報

発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

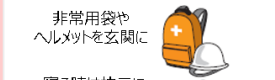
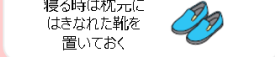
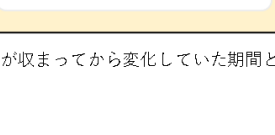
キーワード

調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

内閣府 防災情報のページより

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合】

以下の情報が発表された場合は、最新の情報に注意しながら保育を継続します。

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	- 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 - 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備   	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   
1週間(※)	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。  	
2週間	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

内閣府 防災情報のページより

内閣府 南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index.html>



気象庁 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html



(3) 火災への対策

火災でもっとも恐ろしいのは、炎よりも煙です。火災が発生すると時間経過とともに燃え広がり、人命の危険も高まります。また、階段や通路に煙が充満すれば避難が困難になります。

火災が起きたら、すぐに子どもを避難させます。火災で発生した有毒ガスや高温の気体を吸い込むことで呼吸困難となるケースが多いため、煙の特性を理解して避難する必要があります。逃げ方のポイントは「早く逃げ始める」「煙を吸わない」「絶対に戻らない」です。タオル等で口や鼻を押さえ、低い姿勢で逃げましょう。一般的に地面に近いほど、新鮮な空気や視界が確保されます。

【事前の対応】

〈ハード面〉

- 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者による火災報知器の点検を実施する（年2回）
- 消火器の使用期限を確認する
- 避難経路が1つだけだと炎や煙で避難できなくなることもあるため、日ごろから2つ以上の避難経路を確認しておく
- ライフライン(電気、水道、ガス、通信等)が途絶えることも想定し対策を考えておく

「消防法」

第十七条の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

「消防庁告示第9号」より（抜粋）

第三 点検の期間 消防機関へ通報する火災報知設備：6月

〈ソフト面〉

- 全職員が火災報知器、消火器の設置場所や使用方法、また、119番通報ができるように確認をしておく 本編2 p.68 資料6
 - 自施設や近隣で火災が発生した際、避難する場所を確認しておく
 - 火災発生直後、鎮火後、子どもの引き渡しをする場合等を想定して訓練しておく
（避難経路の確認及び火災における身を守るための避難訓練をする）
 - 避難の際、食物アレルギーのある子どもや、配慮が必要な子どもの対応について、職員間で共有しておく
- ➡食物アレルギーのある子どもの対応についてはp. 41に掲載しています
- 子どもへの防災教育をする

【火災発生時の対応】

- 第1発見者は、まず、「火事だ～！」と大きな声で周りの職員に知らせる
- 消防署へ通報（119番）する 本編2 p.68 資料6
- 知らせを受けた職員は、速やかに施設長及び他の職員に火災の発生を知らせる
- 第1発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める
(天井まで火が達したら、迷わず避難する)
- こどもを避難誘導し、常に人数を確認する
- エレベーターは使用しない
- いったん避難したら絶対に戻らない
- 出火元、火のまわり具合、煙、風向き等を考え、より安全な場所に避難する
- 地域住民、法人等関係機関へ連絡する

【火災発生後の対応】

- 火災における被害状況及び周辺の安全確認を行う
- ライフライン（電気、水道、ガス、通信等）の確認を行う
- 安全な場所まで避難した後で、保護者に連絡し、速やかにお迎えを要請する
- 火災における被害状況を鑑み、保育の実施に支障がない場合は、保育を再開する
- 給食が提供できるかどうかについて状況把握を行い、調整する

～煙について～

- ◆ 火事で発生する煙の速さは想像以上に速いです。

垂直方向に毎秒3～5m（1分間に180mから300m上昇する。人が階段を上がるより、はるかに速い）

水平方向に毎秒0.5～1m（同30mから60m拡散）

- ◆ 「白い煙」は薄い煙に見えますが、すでに有毒ガスを含んでいる場合があります。

炎を上げて燃えているときの「黒い煙」は、一酸化炭素などの有毒ガスを多く含み、中毒となることもあるため、特に危険な煙です。



(4) 落雷・竜巻への対策

竜巻や突風などは、現在の観測・予測技術では発生を事前に予測できない場合もあることから、発達した積乱雲が近づく兆し※があるときは、早めに避難しましょう。

※真っ黒い雲が近づく、雷鳴・雷光が現れる、ひんやりとした冷たい風が吹く、大粒の雨や雹（ひょう）が降るなど

【事前の対応】

- 屋外で活動する際は、天気予報に注意する
特に、「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する
- つむじ風、砂が舞い上がる等の事象が見られる時は、屋内に入る等職員間で確認しておく
- こどもへの防災教育をする

【雷発生時の対応】

雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりした場合は、速やかに屋内に避難する
(雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づき、雨が降っていなくても落雷はある)

《屋内》

- ◎ 窓際から離れ、できるだけ建物中心部に避難する
- ◎ すべての電気機器、天井、壁から1 m以上離れる

《屋外》

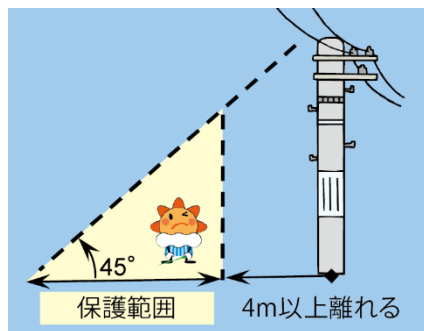
- ◎ 行事、園外活動の時も、天候の急変などの場合には、躊躇せず中止の判断を行う
- ◎ 丈夫な建物内に避難する
- ◎ 近くに避難する場所がない場合は、しゃがみこむ等できるだけ姿勢を低くする
- ◎ 木に落雷する可能性があるため、木の下での雨宿りはしない（4 m以上離れる）
- ◎ 雷が止んでから20分程度は落雷の危険があるため、安全な場所で待機する
- ◎ 気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する



～雷について～

雷は周囲より高いもののほど落ちやすいという特徴があり、グラウンド、平地等周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（「直撃雷」といいます）することがあり、直撃雷を受けると約 8 割の人が死亡します。また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移ることがあります（「側撃雷」といいます）。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷が原因です。遠くで雷の音がしたら、すでに危険な状況です。自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくありません。

木や電柱から 4 m 以上離れましょう。下の図の三角の範囲内は、比較的危険は小さいですが、なるべく早く建物や自動車の中に避難しましょう。



マネキンを使った側撃雷の実験

(写真提供：電力中央研究所)

(冊子「雷から身を守るには」(日本大気電気学会編集)、気象庁ホームページより)

気象庁 ナウキャスト

雨雲の動き、雷活動度、竜巻発生確度を表します。

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>



【竜巻・突風等発生時の対応】

《屋内》

- ◎ 建物の最下階に移動する
- ◎ 転倒や移動のおそれのあるものを固定する
- ◎ 窓やカーテンを閉め、窓から離れる（大きなガラス窓の周辺は危険）
- ◎ 部屋の隅やドア、外壁から離れ、部屋の中心部に集まる
- ◎ 丈夫な机の下に入り、身を小さくして頭を守る
(机などがない場合は、上着や荷物で頭を覆う)

《屋外》

- ◎ 屋根瓦などの飛散物に注意しながら、丈夫な建物に避難する（車庫やプレハブを避難場所にしない）
- ◎ 丈夫な構造物の物陰に入り、身を小さくする
- ◎ 橋や陸橋、高速道路の高架下は風速が増すため、近づかない
- ◎ 丈夫な建物がない場合やたどりつけない場合は、近くの側溝やくぼみにうつ伏せになり両腕で頭と首を抱えて守る
- ◎ 気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断する

～竜巻について～

竜巻の移動速度は非常に速い場合があり、過去に発生した竜巻の中には、時速約90km（秒速25m）で移動したものもあります。

〔竜巻が身近に迫った時の特徴〕

- ◆ 雲の底から地上に伸びる
漏斗（ろうと）状や柱状の雲が現れる
- ◆ 飛散物が筒状に舞い上がる
- ◆ ゴースという音がする
- ◆ 気圧の変化で耳に異常を感じる



竜巻の“ろうと雲” 平成 24 年 5 月 6 日 つくば市
(写真提供：吉澤健司氏、気象庁ホームページより)



2-2 こどもの保護者への引き渡し

本編2 p.83 資料22・23

災害時は、保護者と連絡が取れないことや、普段、送迎に来られない人が代理でお迎えに来る可能性があります。色々な状況を想定し、あらかじめ、迎えに来る可能性がある人を保護者から聞いておくなど、緊急時に対応できるようにしておくことが大切です。

いざという時のために、保護者には常に新しい連絡先を登録するよう、協力を求めています。

なお、保護者にお迎えを依頼した場合であっても、帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど危険が予測される場合は、「保護者も自施設で待機する」、または「保護者とともに避難所等へ避難する」など状況に応じて判断することが重要です。

具体的な引き渡しの方法については、施設で作成する防災マニュアルに記載するとともに、事前に保護者へ周知し、共有しておいてください。

【引き渡しの方法（例）】

- ① 事前に「引き渡しカード」等を作成しておき、災害時に迎えに来ることができる保護者等を把握しておく。
- ② 引き渡し時に、カードに保護者の名前・こどもの続柄等を記載してもらい、職員はカードに引き渡し日時・対応職員名等を記載する。
- ③ 配慮が必要なこどもに関する緊急時薬や物品等は、引き渡し時に確認し、手渡す。
- ④ 可能な限り保護者または緊急時の代理人に引き渡す。

届け出た代理人以外が引き取りに来た場合は、保護者に確認を取り、担当職員と施設長など、複数の職員による立会いのもと引き渡す。状況によっては、引き渡さないことも視野に入れて判断する。

